

沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

1 方針

沖縄県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)の高等部(軽度の知的障害の高等部のみを設置する学校を除く。)における入学者の選抜は、障害の種類や程度に応じ次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、入学志願先の特別支援学校の校長(以下「志願先学校長」という。)が所定の出願書類、学力検査及び面接の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 学力検査は、県教育委員会で作成した県立高等学校入学者選抜学力検査問題又は各学校で独自に作成した問題で実施する。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令(昭和28年 政令第340号)第22条の3の規定に該当する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ11月末日までに志願前相談を受けた者とする。

- ア 募集年度の3月に特別支援学校の中学部又は中学校及び義務教育学校を卒業見込みの者
- イ 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者
- ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 募集定員

募集定員は別に定める。

(3) 出願期間

出願期間は、県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

(4) 出願手続

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年3月31日教育委員会規則第3号。以下「通学区域の規則」という。)により定められた通学区域の1校に出願することができる。

イ 志願者は、次の書類を出身の中学校長又は特別支援学校長に提出しなければならない。

- (ア) 入学志願書(第1号様式)、
- (イ) 身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は専門医の診断書(第3号様式)
- (ウ) 住民票謄本(マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。)
- (エ) 志願先学校長が指定する調査書
- (オ) 健康診断書(第2号様式) ただし、過年度卒業者に限る。
- (カ) 確約及び証明書(第8号様式)

ただし、次のa又はbの者に限る。

- a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者
- b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

ウ 出身の中学校長又は特別支援学校長は志願に係る次の書類を志願先特別支援学校長に提出するものとする。

- (ア) 入学志願書(第1号様式)、
- (イ) 身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は専門医の診断書(第3号様式)
- (ウ) 住民票謄本(マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。)
- (エ) 志願先学校長が指定する調査書
- (オ) 健康診断書(第2号様式) (前記2の(4)のイの(オ)で提出のあった者に限る。)
- (カ) 確約及び証明書(第8号様式) (前記2の(4)のイの(カ)で提出のあった者に限る。)

エ 志願者が県外の特別支援学校の中学部又は中学校に在学している場合は、次の手続による。

- (ア) 県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)を募集年度の1月25日(その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日)までに教育長に提出し、許可を受けること。
- (イ) 前記(ア)の許可願、入学志願書(第1号様式)、専門医の診断書(第3号様式)及び志願先学校長が指定する調査書を志願先学校長に提出すること。
- (ウ) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、入学志願書(第1号様式)及び志願先学校長が必要と認める書類を志願先学校長に提出すること。

(5) 選抜の方法

- ア 志願先学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、所定の出願書類、学力検査及び面接の結果を基にして選抜を行う。
- ウ 面接は、志願者全員について志願先学校長の定めるところにより実施する。
- エ 県立名護特別支援学校の普通科は、普通コースと産業コースの募集とする。

(6) 学力検査等の期日及び検査の場所

ア 期 日

学力検査等の期日は、教育長が別に定める。

イ 検査の場所

- (ア) 原則として志願先特別支援学校とする。
- (イ) 通学区域の規則の別表第2に掲げる区域については、県教育委員会が設置する出張検査場で受検することができる。なお、出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談時に必ず相談すること。

ウ 学力検査等の実施

- (ア) 特別支援学校長は、各特別支援学校の入学者選抜検査実施要領(以下「検査要領」という。)に基づいて学力検査等を実施する。
- (イ) 出張検査場にあたっては、教育長の派遣する学力検査員等が検査要領に基づいて学力検査等を実施する。
- (ウ) 志願者の中に出張検査場において受検する者のいる特別支援学校長は、出張検査場受検者名簿(第9号様式)、受検票、学力検査問題、学校が設定する検査に必要なもの等、を教育長あてに送付しなければならない。

(7) 面接

面接は、志願者全員について志願先特別支援学校長の定めるところにより実施する。

- (8) 合格発表
合格発表の期日、方法等については、教育長が別に定める。
- (9) 入学手続
合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第18条の規定に基づき、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

3 第2次募集

特別支援学校の校長は、合格者が募集定員に満たない学科において第2次募集を行うものとする。

- (1) 出願資格
出願できる者は、前記2(1)に該当する者で沖縄県立高等学校(以下「高等学校」という。)における学力検査を受検し、合格しなかったものとする。
- (2) 出願期間
出願期間については、教育長が別に定める。
- (3) 出願手続
高等学校における学力検査を受検した者の出願手続は次による
- ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則に従い、1校に出願することができる。
(ただし、志願前相談を受けた者に限る。)
- イ 志願者は、第2次募集入学志願書(第5号様式)を添えて出身の学校長に提出しなければならない。
- ウ 出身学校長は、志願者に係る次の書類を志願先特別支援学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
- (ア) 第2次募集入学志願書(第5号様式)
- (イ) 第2次募集志願者名簿(第6号様式)
- (ウ) 身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は専門医の診断書(第3号様式)
- (エ) 調査書(一般入学で提出したものと同一のもの)
- (オ) 確約及び証明書(第8号様式)
- ただし、次のa又はbの者に限る。
- a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者
- b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
- エ 志願先学校長は、志願者が学力検査を受検した高等学校の校長に学力検査成績証明(第7号様式)の書類の提供を求める。
- オ ウの出願書類等の提供を求められた高等学校の校長は、当該志願者にかかる前記の書類を当該志願者の志願する第2次募集の志願先学校長へ送付する。
- (4) 選抜の方法
選抜は、学力検査成績証明書(第7号様式)、調査書、面接の結果等により行う。

- (5) 合格発表
合格発表については教育長が別に定める。

4 その他

- (1) 特別支援学校長は、この要項に基づいて募集要項を作成し、募集年度の12月10日までに県教育委員会、関係機関等に送付する。
- (2) この要項に定めるもののほか、入学選抜の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。